

霧島市内における令和7年4月1日施行の建築基準法・建築物省エネ法の改正により建築確認申請を要する建築物等の概要一覧

[現 行]

[改正後]

区分	規模等	適用区域	工事種別	特定行政庁	確認審査期限等	省エネ基準適合等義務
1号建築物	特殊建築物 当該用途の床面積>200㎡	都市計画区域 内・外	新築 増築 改築 移転 大規模修繕・模様替 用途変更	県	35日 審査省略無	300㎡以上の非住宅 適合義務 [省エネ適判 必要]
2号建築物	木造建築物 階数≥3 又は 延べ面積>500㎡ 又は 高さ>13m 又は 軒高>9m		新築 増築 改築 移転 大規模修繕・模様替			
3号建築物	非木造建築物 階数≥2 又は 延べ面積>200㎡					
4号建築物	上記以外 木造で階数≤2 非木造階数=1 など	都市計画区域 内 又は 都市計画区域 外 で 土砂災害特別警戒区域 内	新築 増築 改築 移転	霧島市	7日 審査省略有	

区分	規模等	適用区域	工事種別 ^{※2}	特定行政庁	確認審査期限等	省エネ基準適合等義務 ^{※3}
1号建築物	特殊建築物 当該用途の床面積>200㎡	都市計画区域 内・外	新築 増築 改築 移転 大規模修繕・模様替 用途変更	県 ^{※1}	35日 審査省略無	300㎡以上の非住宅 適合義務 [省エネ適判 必要] ^{※4}
新2号建築物	木造・非木造建築物 階数≥2 又は 延べ面積>200㎡		新築 増築 改築 移転 大規模修繕・模様替	霧島市 階数≤2 かつ 延べ面積≤300㎡ かつ 高さ≤16m以下の 木造建築物		
新3号建築物	上記以外 階数=1 かつ 延べ面積≤200㎡	都市計画区域 内 又は 都市計画区域 外 で 土砂災害特別警戒区域 内	新築 増築 改築 移転	霧島市	7日 審査省略有	適合義務 [省エネ適判 不要] ^{※5}

※1 県とは霧島市内においては始良・伊佐地域振興局 土木建築課 建築係（TEL：0995-63-8371（直通））

※2 工事種別について床面積10㎡以内の増築、改築、移転は確認申請不要（改正なし）

※3 省エネ適合義務については新築、増築、改築のみ。また、省エネ適判については小規模建築物（床面積10㎡以内）、空調を設ける必要がない建築物、仮設建築物等は適用除外。

※4 住宅について仕様基準に基づき評価する場合、省エネ性能を有する設計住宅評価書の交付を受けた場合、長期優良住宅の認定等を受けた場合などは不要。

※5 省エネ適判が不要なものは建築士が設計したものに限り。また、建築士が設計し、省エネ適判が不要であっても、建築行為については省エネ基準適合義務の対象。

【問合せ先】
霧島市役所 建築指導課 建築審査グループ
TEL：0995-45-5111（内線2842・2843）